

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間条例第三条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により教育委員会が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間条例第六条の規定及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七 一。以下「人事委員会規則七 一」という。）の規定に基づく同項の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して教育委員会が定める休憩時間とする。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第九条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、人事委員会規則七 一第十四条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十三条第一項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（徳島県人事委員会規則七 一。以下「人事委員会規則七 一」という。）」を「人事委員会規則七 一」に改める。

第三十一条の見出しを「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。